

「信用状確認保険」の創設

株式会社 日本貿易保険

2024年3月6日

1. 創設経緯

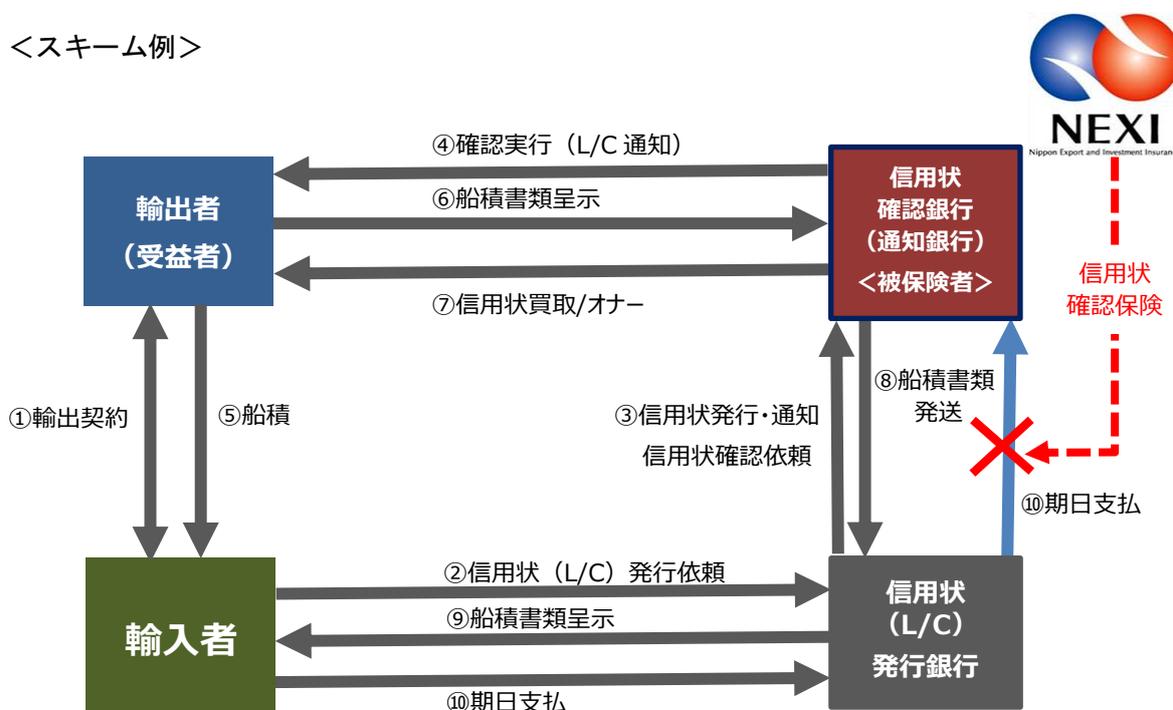
信用状(L/C)付きの輸出取引等において、信用状を発行する銀行(以下「信用状発行銀行」といいます。)の信用力に不安がある場合、輸出者は、安心して取引を行うため、より信用力のある銀行にその信用状の確認(コンファーム)を求めますが、信用状発行銀行の格付や与信枠の状況によっては、確認の依頼を受けた銀行が信用状の確認を行うことができない場合があります。

このような状況に対し、信用状発行銀行から信用状の確認を行った銀行(以下「信用状確認銀行」といいます。)への不払いリスクを貿易保険でカバーすることにより、本邦企業の対外取引をより一層支援するため、新たに信用状確認保険を創設します。

2. 付保対象スキーム

信用状確認銀行が確認信用状に基づいて輸出者等への支払を行った後、信用状発行銀行からの支払が期限内に行われないリスクをカバーいたします。

<スキーム例>



3. 商品概要

(1) 保険種名

信用状確認保険

(2) てん補リスク

確認を行った信用状に基づき信用状確認銀行が買取又はオーナー (honour) をしたものの、信用状発行銀行から支払を受けるべき期限までに支払がないことにより受ける損失をてん補します。

(3) 主なご利用要件

- 信用状確認の形態は、信用状発行銀行の授権又は依頼に基づいて信用状確認を行うオープンコンファメーションである必要があります。(信用状発行銀行の授権又は依頼に基づかないサイレントコンファメーションは本保険の対象外となります。)
- 信用状発行銀行の格付が、日本貿易保険が定める海外商社名簿上でGS格、GA格、GE格又はSA格である必要があります。
- 信用状確認を行った日から確認信用状に基づき発行銀行から支払を受けるべき期限として設定した日(「(6) 保険料」ご参照)までが2年(24月)未満である必要があります。
- 確認信用状は、本邦からの輸出に基づく輸出契約、仲介貿易契約、又は技術提供契約のいずれか(いずれの場合も本邦法人が契約当事者であるものに限ります。)の代金等の回収を目的としたものである必要があります。

(4) 保険価額

お客様が信用状確認を行った金額を保険価額とします(ただし、確認を行った金額が信用状金額を上回る場合は、信用状金額を限度とし、金利分は含みません。)

(5) 付保率

非常危険	信用危険
100%	90%

※ 非常危険及び信用危険の双方について保険をお申込みいただきます(いずれかのみのお申込みはできません。)

(6) 保険料

① 保険料計算に用いる期間

信用状確認を行った日から、確認信用状に基づき発行銀行から支払を受けるべき期限としてお客様が保険申込時に設定した日までの月数とし、1月に満たない端数は切上げます。

※確認信用状記載の支払条件に合わせてお客様にて設定いただきます。

② 適用料率

①の保険料計算に用いる期間に応じた3月刻みの保険料率テーブルを適用します。

③ 信用格付

保険契約締結日における信用状発行銀行の格付により、信用危険に係る料率が異なります。

(7) 保険責任期間

① 保険責任の開始日

信用状確認を行った日とします(信用状確認を行った後に、保険のお申込みが可能です。保険責任は遡って開始します。)

② 保険責任の終了日

信用状発行銀行から実際に支払を受けるべき日とします。

※上記支払を受けるべき日が保険料計算に用いた「確認信用状に基づき発行銀行から支払を受けるべき期限として設定した日」を超過している場合は、同設定した日を保険責任の終了日とします。

以上